

すてきな まちに



2014(平成26)年3月発行

野洲市・野洲市教育委員会
野洲市人権啓発推進協議会

はっかん 発刊にあたって

さくねん がつ ほんし じ ぜんとうろくがた ほんにんつう ち せい ど
 昨年10月から、本市において事前登録型の「本人通知制度」がはじまりました。
 この「本人通知制度」は、ほんにんつう ち せい ど 戸籍や住民票の写しなどといった私たちの大事な個人
じょうほう 情報が、だいさんしゃ ふ せいしゆとく 第三者に不正取得され身元調査や犯罪などに悪用されることを防ぐため
ゆうこう しゆだん ひと の有効な手段の一つです。

み もとちようさ じゆうだい さ べつこう い 「身元調査」は重大な差別行為であり人権侵害です。じんけんしんが い 私たちは、わたし 身元調査をなく
み もとちようさ すことは、ち いき すてきなまちづくり、じゆうよう か だい すてきな地域づくりのための重要な課題である
 ととらえています。

この『すてきなまちに』第10集が、だい しゅう し みる ひろ よ 市民のみなさまに広く読まれ、ち く べつこんだん 地区別懇談
かい けんしゅうかい 会や研修会などでも活用され、かつよう か だいかいけつ 課題解決のために少しでもお役にたつことができ
さいわ れば幸いです。

へいせい ねん がつ
 2014(平成26)年3月

野洲市長

山仲 善彰

野洲市教育委員会 教育長

川端 敏男

野洲市人権啓発推進協議会 会長

水島 章夫

も く じ

やす し じんけんそんちよう せんげん 野洲市「人権尊重のまち」宣言

ゆたか し ぜん れき し いろど やす し へい わ と し せんげん	1
「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言	1
み もとちようさ こ じんじょうほう	2
身元調査と個人情報	2
み もとちようさ じゆうだい じんけんしんが い	2
1. 身元調査は重大な人権侵害です	2
て ぐち み もとちようさ おこな	2
2. いろいろな手口で身元調査が行われています	2
ほんにん つう ち せい ど	4
3. 本人通知制度	4
ほんにん つう ち せい ど こうりよく	5
4. 本人通知制度の効力	5
こ じんじょうほう あくよう	6
5. 個人情報が悪用されている	6
○かな、×かな？	7
ねん ど じんけんそんちよう じんけんさくひんしょうかい	8
2013年度 人権尊重をめざす人権作品紹介	8
やす し じんけんそんちよう かん じょうれい うらびょうし	
野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例 (裏表紙)	

野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかけ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」 平和都市宣言

世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたず、人類の平和と地球環境が脅かされています。

わたしたちは、世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な体験を二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核兵器をすみやかに廃絶しなければなりません。

戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続けてきました。再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受しています。この自由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有できることを強く望みます。

わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現をめざすとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

身元調査と個人情報

1. 身元調査は重大な人権侵害です

身元調査は、同和地区出身者ではないが、家族や親戚に犯罪者や障がい者がいないかなどを調べる差別行為そのものであり、重大な人権侵害なのです。

身元調査によって、就職や結婚がはばまれ、なかには、命を落とすといった事例も見られます。身元調査を依頼したり、応じたりすることは許されるものではありません。さらに、身元調査の対象は同和地区出身者だけでなく、外国籍・婚外子・ひとり親家庭・障がいの有無などにも及んでいき、本人の全く知らないところで聞き合わせや調査がされるのです。

その人の思想、信条、経歴、家柄、家庭環境や資産等を調査し、調査する側にとって都合の悪いことを理由にして、その人を排除しようとしているのです。



滋賀県・滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会「こころのパズル」より

2. いろいろな手口で身元調査が行われています

1975年、多くの企業が採用にあたっての調査を目的に、「部落地名総鑑」という全国の被差別部落の地名、所在地、戸数や主な職業などを記載した差別図書を購入していたことが明らかになりました。企業は応募用紙に記載された内容を根拠に部落地名総鑑を使って調査したのです。そのため、応募者は能力・適性と全く関係のない被差別部落出身という理由で採用を拒否されることがありました。

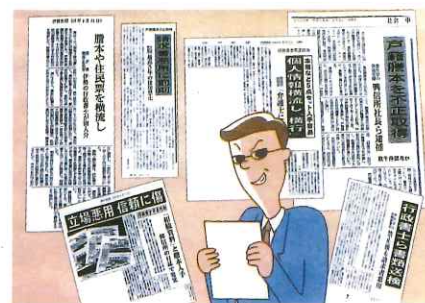


この部落地名総鑑事件をきっかけに、同和問題解決のために企業の社会的責任が明らかにされ、企業で同和問題や差別をなくす取り組みが展開されるようになりました。

しかし、最近では、さまざまな職種の者が結びついたり、職権を悪用したりして、大事な個人情報知らぬ間に集められ、不正な手口の身元調査などに使われていることがわかってきました。

3. 本人通知制度

現在の法律では、行政書士や司法書士などの資格を持つ人は、「職務上請求用紙」を使って他人の戸籍や住民票の写しを取ることができます。しかし、その事実は取られた人には知らされません。そのためか2-2)で述べたように本人が知らない間に戸籍や住民票の写しをこっそり取り、それを興信所などに横流しして、**身元調査に悪用**する事件が毎年のようにおきています。



この図は、しがけんじんけん じんけんひつこうめいしゅう であ だび (公財)滋賀県人権センター 人権啓発教材「じんけん出会の旅」より

このような、**不正な取得を未然に防止**するために、また**個人情報を守る**ために、野洲市では**本人通知制度**を2013年10月1日から実施しています。

本人通知制度とは、市に事前に登録された人に対して、**戸籍謄本や住民票の写しなどの証明書**を本人の代理人や第三者(個人・法人・八業士*)に交付したとき、そのことを知らせる制度です。

<制度のしくみ>

- ① 通知を希望する人は事前に市に登録します。登録の有効期間は3年で引き続き更新が可能です。
- ② 代理人や第三者が、戸籍謄本・住民票の写し等の交付請求をします。
- ③ 代理人や第三者に登録者の戸籍謄本等を交付します。
- ④ 市が戸籍謄本や住民票の写し等を代理人や第三者に交付したことを登録した本人に通知します。

<通知される内容>

- ① 交付した年月日
- ② 交付した証明書
- ③ 交付枚数
- ④ 交付請求者の種別
(代理人、第三者)

<通知の対象となる証明書>

- ① 住民票の写し
- ② 住民票の記載事項証明書
- ③ 戸籍謄本・戸籍抄本
- ④ 戸籍の附票の写し
(除籍を含む)

はちぎょうし しゃくおじょう ひつようせい たにん
* 八業士：職務上の必要性から他人の戸籍や住民票の写しを取ることができる弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士のこと

<通知を受けて、誰が取ったか知りたいとき>

- 個人情報保護条例にもとづき、市役所に本人が「自己情報開示請求書」を提出します。
- 申請は無料ですが、写しを希望する場合は、コピー代がかかります。
- 本人確認できる免許証など(パスポートや顔写真入りの住民基本台帳カード)の提示が必要です。

登録手続は、「本人通知制度登録申請書」を提出するだけです。詳細については、野洲市役所市民課(TEL: 077-587-6086)へお問い合わせください。

4. 本人通知制度の効力

この本人通知制度については、戸籍等が第三者に取得されてから通知されるため、不正取得を完全に防止することはできないとか効果がないと言った声もあります。

しかし、右の記事からも不正取得を発覚する効果があることがわかります。本人通知制度は、現時点での最善の取り組みと考えられます。

さらに、2. で述べたように2011年11月の某法律事務所による戸籍不正取得事件では、大量の戸籍・住民票の写しが不正取得されています。この事件で逮捕された興信所経営者は取調べで「本人通知制度を導入している自治体

から戸籍・住民票は取るな。依頼があっても断れ。」と指示していたことがわかりました。

本人通知で不正が発覚

2012年7月、鹿児島県警が戸籍法違反で鹿児島市内のS容疑者と東京都の男性を逮捕し、薩摩川内市の行政書士を書類送検しました。逮捕のきっかけになったのは、埼玉県桶川市の事前登録型の本人通知制度で、この通知制度による不正取得は摘発第1号の事件となりました。

鹿児島県警の発表によると、S容疑者は行政書士にその説明をして埼玉県桶川市の会社役員Aさんの戸籍と住民票の取得を依頼、行政書士は職務上請求用紙を使って戸籍と住民票を取得してS容疑者に渡し、報酬を受け取りました。ところが、Aさんが事前登録していたため、桶川市は交付の事実をAさんに通知。Aさんはすぐ桶川市に情報開示請求を行い、自分の戸籍・住民票を取った者の名前を突き止めましたが、身に覚えがない者だったため、個人情報が発覚し不正にとられたと判断、弁護士と相談して鹿児島県警に被害届を出しました。その後、鹿児島県警が捜査に乗り出し、不正取得の事実を突き止めて逮捕されました。東京の男性が指示役、S容疑者が実行犯で、東京の男性は「大手信用調査会社から依頼された」と述べています。

(解放新聞中央版 2012年9月24日より)

私たちには自分の個人情報を守る権利があります。その手立ての一つとして本人通知制度があるのです。制度を有効に活用しましょう。



5. 個人情報が悪用されている

一連の不正取得事件によって個人情報が盗まれ、それが人権侵害や犯罪などに悪用されていることが改めて浮き彫りになってきています。

盗まれた個人情報が犯罪、人権侵害、ストーカー事件、悪質訪問販売や振り込め詐欺などに使われ被害が出ているのです。

さらに、全国のオレオレ詐欺や投資詐欺などの犯人グループから押収された名簿に、延べ125万8千人分（2011年以降）の個人情報が載っていることが警察の調べでわかりました。名簿は使いまわされている可能性があり、警察が掲載者一人一人に警告を続けています。データは、警察庁が2012年度から集約を始めました。2011年度以降の押収名簿の一部をデータベース化し、都道府県警に伝えています。その中には滋賀県の6800人が含まれています。

「株取引経験者」「大手企業退職者」「訪問販売」「セレブ夫人」・・・。押収された名簿につけられたタイトルの一例です。各地で同形式の名簿が見つかっており、複数のグループ間に出回っているらしいのです。電話した時のメモらしい「若い」「入院中」などという書き込みもありました。

収集された各種の個人情報を悪用した人権侵害や犯罪が発生しています。大切に取り扱いなければならぬ個人情報が本人の知らない所で売買され、身元調査に悪用されているということは、**いまだに身元調査を依頼する人がいる**ということです。依頼がなくならない限り身元調査は続けられ、個人情報の不正取得もなくならないのです。私たちは身元調査の不当性を深く認識し、排除していかなければなりません。

『身元調査』は**重大な差別行為であり人権侵害**です。身元調査を「しない、させない、許さない」との人権尊重の精神を常に意識するよう心がけたいものです。**身元調査による差別をなくし、だれもが豊かで幸せに生きていく権利が保障された社会を一日も早く実現しましょう。**

○ かな、×かな？ 

個人情報こじんじょうほうの保護ほごに関して、次の①～⑥の説明が正しければ○印、間違まちがっていれば×印をつけましょう。

- ① 「個人情報こじんじょうほう」と「プライバシー情報じょうほう」は同じことである。
- ② 顔写真かおじゃしんや声こえ、筆跡ひっせきも個人情報こじんじょうほうである。
- ③ 自治会長じちかいちょうが自治会内じちかいで了解りょうかいを得えずに、転居てんきょされた人ひとの移動先いどうさきや生まれたおう子さんこのお知らせしをすることは違法いぼうである。
- ④ 住民票じゅうみんひょうのデータねんれいべつから年齢別じんこうの人口がいこくせきや外国籍家庭かていの割合わりあいを出して、統計上とうけいじょうの集計結果しゅうけいを公表けっかすることは問題こうひょうない。
- ⑤ 敬老の日けいろうひのイベントほんにんりょうかいで、本人了解ひとのなかつた人ひくも含めて名前なまえと年齢ねんれいを載せたプログラムくみんはいふを区民いぼうに配布いぼうすることは違法いぼうである。
- ⑥ 自分が担当じぶんたんとうする事業じぎょうの会員かいいん（受講者じゅこうしゃ）リストは、担当たんとうは違ちがうが職場しょくばの同僚どうりょうなら断りなく提供ことわしてもかまわなていきょうい。

（解答はこのページ下にあります）

（公財）滋賀県人権センター 人権ワークショップ教材集「わたし はっしん！」より

かいとう
解答

- ① × 重かさなるところもあるが別べつの概念がいねん。一般いっぱんてき的には個人こじんを特定とくていできるすべての情報じょうほうが個人情報こじんじょうほうであり、プライバシー情報じょうほうは人ひとには知られたくない情報じょうほうをさす。
- ② ○ いずれも個人こじんを特定とくていできる。住所じゅうしょ・氏名しめい・年齢ねんれい・学歴がくれき・所得しよとく・資格しかく・家族構成かぞくこうせい・DNA等とうも個人こじん情報じょうほう。
- ③ ○ 了解りょうかいを得えずに実施じっしすることは問題もんだいがある。
- ④ ○ 個人こじんを特定とくていできない統計上とうけいじょうの集計しゅうけいには問題もんだいはない。
- ⑤ ○ 了解りょうかいを得えずに実施じっしすることは問題もんだいがある。
- ⑥ × 職場しょくばの同僚どうりょうも第三者だいいさんしゃ。会員全員の了解りょうかいがない第三者だいいさんしゃへの提供ていきょうは禁止きんしされている。